令和3年度 東京都老人福祉施設等 感染症対策指導者養成研修

新型コロナウィルス感染症 対応事例報告

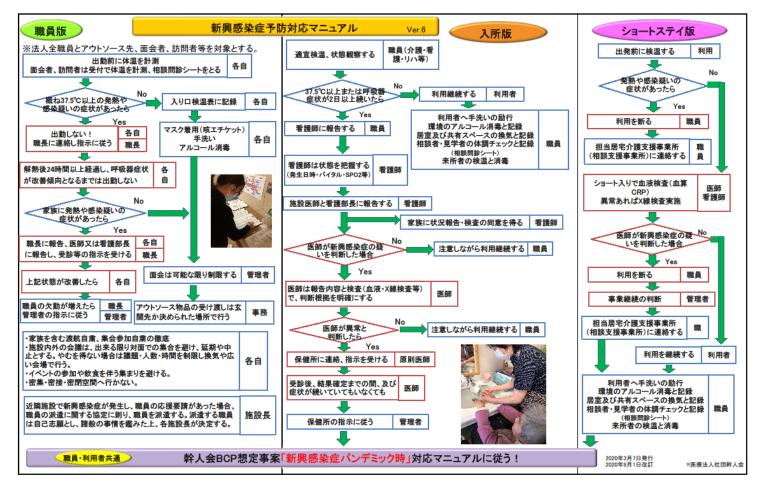
医療法人社団 幹人会

所在:東京都西多摩郡瑞穂町

介護者人保健施設 ユニット菜の花

全室個室47床 通所リハ10名

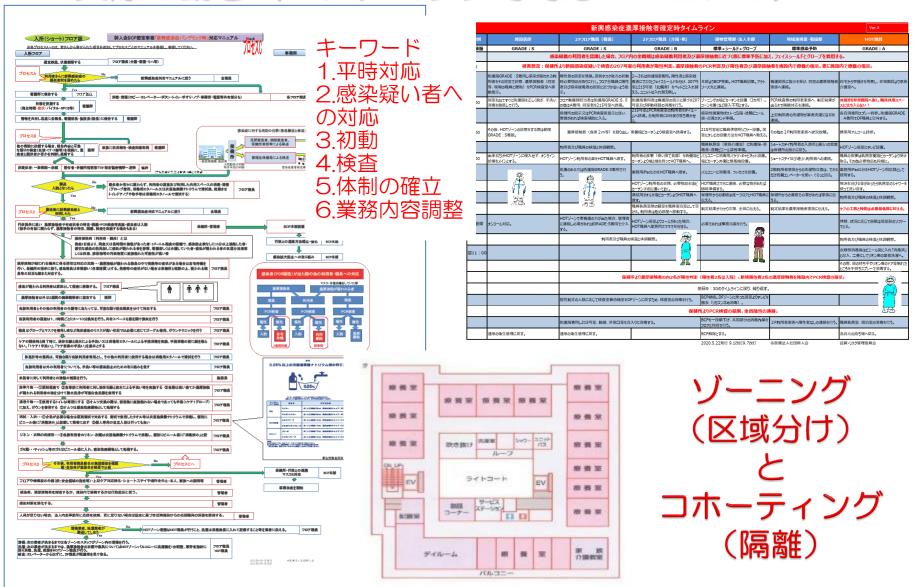
水際対策(予防対応マニュアル)の作成



キーワード 1.毎日の検温 2.体調チの場合 3.有症状のしない 4.体調不しは もい環境に ない

出来るだけ図や写真を多用。

実際の動き(パンデミック時対応マニュアル)



備蓄や準備は出来るだけ早く多く



塩ビシート (カーテンレール設置)



陰圧装置



オンライン 面会



対面アクリル板



消毒用アルコール







手作り使い捨てシールド (クリアファイルを利用)



通常時の職員必須アイテム(サージカルマスク・フェイスシールド又はゴーグル・グローブ)







非常時の職員必須アイテム(防護服・ガウン・N95マスク・ゴーグル・グローブ・シューカバー)

• 1月18日:新型コロナ感染者職員1名に発生、

~19日 該当フロアのゾーニング、

出勤状況と濃厚接触者の調査を実施

行政及び自費検査で濃厚接触者と

その他全入所者・職員のPCR検査を行う

同時に保健所と連携し指導を受ける

勤務調整の実施

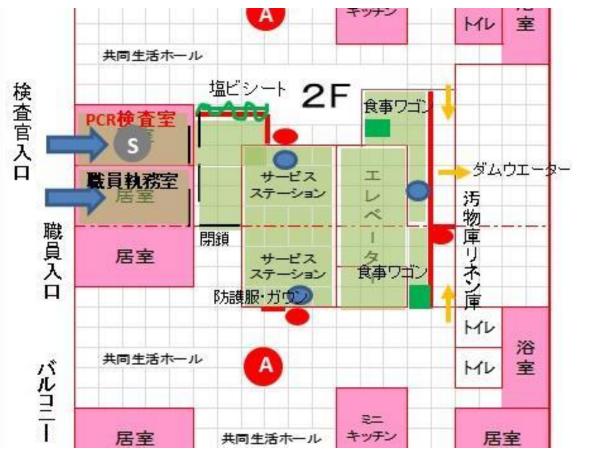
※普段からマスク、フェイスシールド等の感染防護策が定着 していたため、職員の濃厚接触者は1名のみとなる

フロア全体がレッドゾーン

グリーンゾーンはステーションなどのごく一部

濃厚接触者フロアの 職員と

そうでないフロア職員が接触しないよう、 バルコニーから出入 対応職員を固定化



ゾーニングの様子



感染性廃棄物の収集場所



現場を見ながら、

グリーンゾーンとレッドゾーンを区分け

ゾーニングの様子





塩ビシートの位置決めと施工

ゾーニングの様子



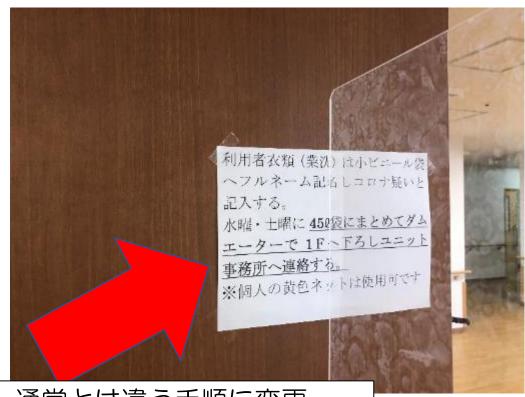


レッドゾーンとグリーンゾーンの境界は、テープを貼り付け

ゾーニングの様子



ゾーニングの様子



衣類の出し方も、通常とは違う手順に変更 曜日を決め、まとめてダムウェーターで運搬

• 1月20日:全入所者・職員へ実施したPCR検査の結果 から、入所者1名・職員1名が新たに陽性者と なり、計3名の陽性を確認 事前計画に基づき、感染症の封じ込め策を 最優先で実施 感染入所者の居室へは、陰圧装置を設置 希望職員への宿泊施設手配

• 1月21日: 感染入所者家族への医師からの状況説明と 防護服着用による面会の実施

• 1月22日:マネジメント側がグリーンゾーンで指揮を開始

該当フロアへ防護服の着用を指示

防護服の種別

・GRADEがわかるよう壁に色テープを貼る

防護服GRADE:S (グレー)



防護服、N95マスク、ゴーグ ル、グローブ(2枚重ね)、 シューズカバー(ロング)、 袖ロガムテープ

防護服GRADE:A (レッド)



ガウン、マスク、ゴーグル (個人専用)、グローブ、 シューズカバー、キャップ

防護服GRADE:B (ブルー)

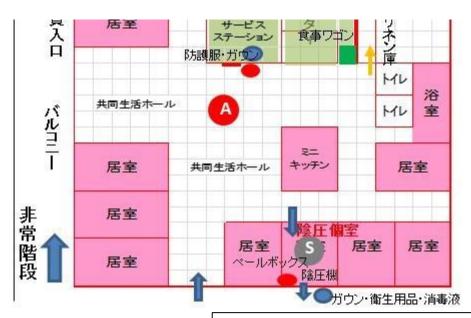


ガウン、マスク、フェイス シールド、グローブ、キャッ ブ 感染入所者の居室入室時には、

防護服GRADE:Sを着用

通常業務中は、**防護服GRADE**:Aを着用

該当フロアへ防護服の着用を指示





感染入所者の居室内で、防護服GRADE:S

を脱ぎ感染性廃棄物ペールボックスへ廃棄

バルコニーへ出て、**防護服GRADE**:Sを着用し

非常口からフロアへ入る

感染入所者居室への陰圧装置設置



• 1月23日:

保健所から病床逼迫で、エクモ適用等重症待機者や隔離・ ゾーニング等施設機能状況による優先順位から、

「当該感染入所者(誤嚥性肺炎を繰り返す要介護5の認知症高齢者)」の入院は望めずとのトリアージ連絡があり、

災害時医療崩壊状態と判断された。

また当該感染入所者が、食事・体位変換・清拭・排泄等に 重介護を要し、新たな感染源となり非感染職員・入所者への 感染拡大が想定されることから、法人BCPを発動し包括的 対応を行うこととした。

実戦で経験しながら、不断の改善を重ねている。



~2月11日まで:陽性となっていた職員が復帰

陽性利用者の体温が37℃台が続く

瑞穂町から数回の必要物資支援

• 2月12日:陽性利用者の体温が36℃台に落ち着く

• 2月18日: 西多摩保健所へ終息を報告

この間、**西多摩保健所、瑞穂町、東京都福祉保健局**から 多大なる支援とご指導をいただき、

感染拡大させることなく、当初確認された**陽性者**3名(職員2名、利用者1名)のみに留めることができたことに感謝!

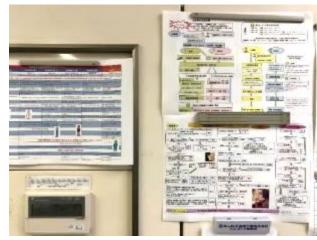
新型コロナ発生時フロア運営図



皆がいつでも見れる仕掛けを







陽性者が発生した場合に利用できる補助金

会和2年9月8日 東京都 福祉保健局 高虧社会対策部 施設支援課

介護サービス継続支援事業のお知らせ

このお知らせは、介護施設等(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、及び有料老人ホーム)向けとなります。 ※訪問系・通所系・短期入所系(老健除く)等の事業所への案内は、別途行っています。

概要

- ○今般の感染症流行に伴い、介護サービス事業所等における通常の サービス提供時では想定されないかかり増し経費等を補助します。
- ○要件に該当する都内事業所・施設ごとに申請します。
- ※八王子市に所在する事業所等を有する法人は、八王子市へお問合せください。
- ○この制度は原則1つの事業所・施設等につき1回まで申請可能です。 ※毎に申請した施設が、再度下記の要件に該当した場合には、再度申請が可能です。

- 利用者又は職員に感染者が発生した介護事業所、施設等
- (2) 濃厚接触者に対応した訪問系・短期入所系事業所、施設等
- 通所系事業所が、居宅へ訪問しサービスを提供した場合
- <主な対象経費> 詳細は要綱をご確認ください
- ○施設の消毒・清掃費用等
- ○マスク、消毒液などの衛生用品の購入費用等
- ○事業継続に必要な人件費等(割増賃金・手当等)
- (※) ②は老健のみなし通リハ事業所が、休業の有無に関わらず、令和2年2月24日付 厚生労働省事務連絡(介護保険最新情報Vol.770)の取扱いを行った場合を想定しています。
- 4 上記①及び自主休業した事業所等の利用者受入れ・応援職員派遣
 - J追加で必要な人員権係のための貴重、手当寺

スケジュール等

第 2 回 交付申請締切: 9月30日水曜日(必着)

: 11月30日月曜日(必着)

2月 8日月曜日(必着)

※申請の流れは【別紙】をご確認ください。 ※最終回以降の感染発生施設は、個別に対応します。

○本件の詳細(問合せ先、要綱様式ダウンロード等)はこちら

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/servicekeizoku.html

※令和2年度時点

①感染発生施設向け

対象		基準単価	単位	補助率
通所リハ	通常規模	564,000	事業所	10分の10
	大規模型 I	710,000	事業所	
	大規模型Ⅱ	1,133,000	事業所	
介護老人保健施設		38,000	定員	

④応援職員派遣元施設向け

対象		基準単価	単位	補助率	
通所リハ	通常規模	282,000	事業所	10分の10	
	大規模型 I	355,000	事業所		
	大規模型Ⅱ	567,000	事業所		
介護老人保健施設		19,000	定員		

10

PCR検査をした場合等に利用できる補助金 ※令和2年度時点

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策強化事業

令和2年10月23日 福祉保健局

感染者が発生した場合の影響の大きい特養や老健などを対象とし、PCR検査などの感染症対策を実施した場合の 経費を都独自に支援する。

R2補正予算 約27億4千万円

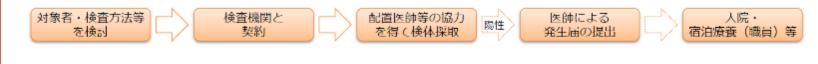
- 1 対象施設
 - 利用者の平均要介護度が高い広域型特養、 老健及び介護医療院を対象とする。(計754施設)

区分	特養	老健	介護医療院	
平均要介護度	3.98	3.25	4.35	
施設数(※)	535施設	203施設	16施設	
			(※R2.8.1現在)	

- 2 補助対象経費
 - PCR検査費用など感染症対策費用を対象とする。
 - ※ 検査費用について、行政検査の対象となる場合や、陽性者・濃厚接触者が発生した施設における自主検査で介護サービス継続支 援事業の対象となる場合は対象外
 - ※ 補正予算が成立した本年10月8日以降に契約締結し、令和3年3月31日までに業務の履行が完了した経費が対象
- 3 補助内容
 - 補助基準額を定員区分ごとに設定(施設種別共通) (補助率10/10)

定員区分	~69人	70~139人	140人~
補助基準額	1,920千円	3,640千円	5,960千円

- 4 検査を実施する場合
 - 各施設において医療機関や検査機関と契約する。希望する施設が検査を受けられるよう、都と協定を締結した協力検査機関を施 設に紹介する。
 - ※ 都の協力検査機関以外で検査を実施した場合も補助対象



スケジュール(予定)

(交付申請及び実績報告の時期(各2回)は、施設がそれぞれの事業スケジュールに合わせて選択)

R2年10月	11月	12月	R3年1月	2月	3月	4月	5月
施設への原	司知	第1回交付申請 🕽	○交付決定 □ ➡	実績報告	⇒支払	~	
				第2回交付申請	⇒ 反付決定 □	⇒ 上実績報告 」 ⇒	支払

職員が足りなくなったら。。。

※令和2年度時点

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生時における職員の派遣に関する協定

- 高齢者施設の職員が新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者となった場合や、入所者に感染が発生し、濃厚接触者とその他の利用者とを分けて介護する場合には、職員の確保が課題となる。
- 法人内で対応できない場合、他の施設と連携して当該施設に対する支援を行えるよう、応援体制を構築する必要がある。
- 一部の区市町村では、独自に応援職員派遣のスキームを構築しており、都の協定はこうした地域の取組を補完するものとする。

協定の締結

<締結先>

- ・東京都社会福祉協議会(特養、養護、軽費)
- ・東京都老人保健施設協会(老健)

<内容>

- ・協力施設の登録や、派遣に向けての説明会など、平時から 連携・調整を図る(右図◎)
- ・感染発生施設の人員不足に対し、法人内、さらに区市町村内で応援の調整がつかず、区市町村から都に職員の派遣依頼(右図⑤)があった場合に、都からの協議依頼(右図⑥)に応じてコーディネートを行う(右図⑦)

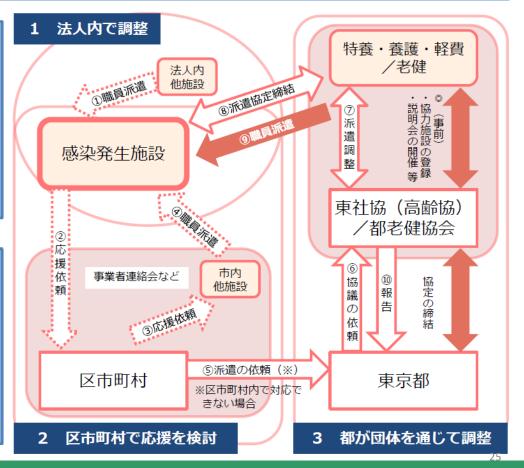
職員派遣費用への補助

「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」(国2/3、都1/3、補助基準額19千円/定員1人当たり)により、職員派遣を行った施設に補助を行う。

* 中核市である八王子市においては、市が上記補助を実施

<対象経費>

職員を応援派遣するための諸経費:職業紹介料、(割増) 賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用 等 (右図①④⑨)



西多摩地域は皆で助け合おうよ

西多摩地域での対応

~高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生時~

高齢者施設で感染が発生した場合に、感染者に対応する職員のみならず通常業務に従事する職員も不足することから、 最終的に社会インフラである高齢者施設が破綻する恐れがあります。

同一法人による自助努力では限界があることから、他施設との協力(共助)が欠かせないと考えます。

その精神は、感染拡大を防ぐための方法論に終始せず、関係者が**お互いの人格を尊重し協力し合うこと**が社会構造を 支えているという<u>職業倫理や職務規範</u>を実践することであり、これにより今後起こりうる様々な問題が克服でき前進 できるのだと思います。

現在、東社協西多摩支部(青梅ブロック、秋川ブロック)と老健協会西多摩ブロックが連携し、ICTを最大限に活用した施設間の連携体制並びに市町村行政機関等との協力体制の構築に動き出しております。

【西多摩地域特養、老健、慢性期病床、介護医療院等、市町村、広域行政圏協議会、西多摩保健所、西多摩医師会】

西多摩地域 東社協學老健協会

© 2020 東京都老健協会西多摩ブロック

その後の状況

- 医事課職員家族が陽性疑いにより出勤停止
- ・請求事務職員及び家族が陽性により出勤停止
- ・厨房職員家族が陽性により出勤停止
- 通所職員家族が陽性疑いにより出勤停止
- 通所利用者家族が陽性により利用停止
- ・相談業務職員家族が陽性疑いにより出勤停止

職員の家族が陽性になるケースが目立つ

そして、またしても利用者が陽性に??